

令和2年4月6日

帝塚山学院

各設置学校園 保護者 各位

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休校再延長について（～5/6）

学校法人帝塚山学院

理事長 野村 正朗

皆様におかれましては、平素より帝塚山学院の教育、学校運営に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本法人では文部科学省および大阪府からの要請をふまえ、各設置学校（幼稚園～高等学校）を令和2年4月5日（日）まで臨時休校にしているところですが、新型コロナウイルス感染拡大が止まらず、令和2年4月2日（木）に大阪府が府立学校の臨時休校期間を令和2年5月6日（水）まで延長する方針を決定したことから、**本法人各設置学校の臨時休校期間も令和2年5月6日（水）まで延長することを決定いたしました。**
なお、臨時休校期間中の対応を下記のとおりといたします。

但し、緊急事態宣言が発せられた場合は、登校日の設定は中止するなど下記の対応は再度変更となりますが、現時点での対応としてお知らせいたしますので、予めご了承ください。

状況は刻一刻変化しており、緊急事態宣言が発せられるなど、公的機関からの要請等により対応の再変更を行う場合は、その都度お知らせさせていただきます。

何卒ご理解とご協力を賜りますよう、お願いいたします。

記

1. 臨時休校について

前述のとおり、令和2年5月6日（水）まで引き続き臨時休校（クラブ活動含む）といたします。

令和2年5月6日（水）までは、通常の対面式での授業は行わないことといたしますが、自宅で学習が進められる体制づくり（課題・映像授業等）に努めますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

2. 登校日の対応について（緊急事態宣言が発せられた場合、登校日は中止）

課題の提示や学習状況の確認を行うための登校日を、クラスター発生のリスクを下げるための留意点（換気の励行、1～2メートル程度あける等人の密度を下げる、近距離での会話・発声・高唱をできるだけ避ける、手指衛生、咳エチケット、共用品を使わないことや使う場合の消毒等）を講じた上で、学年ごともしくはクラスごとで週に1回程度設定する場合がございます。

登校日設定の場合は、ラッシュ時の登校をできる限り避けるなど、時差での登下校等学年単位もしくはクラス単位（1教室20名程度）にて実施いたします。

登校に際しては、下記のご対応をお願いいたします。

- ① 検温と体温の記録をしてから登校させてください。
- ② 37.5℃以上の発熱だけでなく体調不良を感じる場合は自宅待機させてください。
- ③ 手洗いと咳エチケット等により感染防止に努めてください。
- ④ マスクもしくは代用品（ハンカチ、手ぬぐい等）をご用意ください。
- ⑤ できるだけ、お互いに距離をとり、向き合って話す状態を避けるようにしてください。
- ⑥ 下校後は、すみやかに帰宅するようご指導ください。

3. 生徒児童等及び同居家族（濃厚接触者）等新型コロナウイルス感染症（疑い含む）と診断された場合について

学生生徒等及び同居家族（濃厚接触者）等が感染した場合、海外渡航者との接触等より不安を感じる場合は、速やかに所属の学校園にご連絡いただきますとともに居住地の保健所に届け出てください。その際には、渡航歴等感染したと思われる経緯等をご報告ください。

引き続き、感染拡大防止のため、ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

加えて、ご家庭におかれましても感染防止に努めていただきますようお願いいたします。

以上